

越前おおの産業ブランド力向上会議設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

大野市長 石山志保

越前おおの産業ブランド力向上会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、越前おおの産業ブランド力向上戦略（以下「産業戦略」という。）の着実な推進を図り、市内事業者の稼ぐ力の向上による本市の地域経済の自立と好循環を目指すことを目的として、越前おおの産業ブランド力向上会議（以下「産業会議」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 産業会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業戦略の施策の進捗管理及び改善に関すること。
- (2) 越前おおのブランドの P R 及び活用方針に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、産業戦略の施策の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 産業会議は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関若しくは関係団体の長又はその推薦を受けた者
- (3) 大野市職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間とする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 産業会議に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(アドバイザー)

第6条 市長は産業会議の円滑な運営に資するため、学識経験者によるアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、必要に応じて産業会議で助言を行うことができる。
(専門部会)

第7条 産業戦略の施策の改善提案等に向けて、専門的知見からの調査及び有効な対策を検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に専門部会長及び専門部員を置く。
- 3 専門部会長及び専門部員は、委員及びアドバイザーの中から委員長が指名する。
- 4 専門部会の会議は、専門部会長が必要に応じて招集し、専門部会長が議長となる。
- 5 専門部会長は、必要に応じて専門部会に、市内事業者、市民等を参加させることができる。
- 6 専門部会は、産業会議において検討状況等を報告するものとする。

(庶務)

第8条 産業会議の庶務は、地域経済部産業政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、産業会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。